

指定給水装置工事事業者の指定の更新

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により公示する。

公示日：令和8年3月2日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事事業者の事業を行う事業所の名称 及び所在地		指定の 有効期限
				名称	所在地	
385	株式会社鶴翼	千葉県千葉市緑区土気町1519番地9	樋口 千鶴子	株式会社鶴翼	千葉県千葉市緑区土気町1519番地9	令和13年4月6日